

新潟市教育委員会 平成29年7月 定例会会議録				
日 時	平成29年7月21日(金) 午後3時			
場 所	市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	田 中 賢 一	
	齋 藤 洋一郎		渡 邊 節 子	
	沢 野 千英子		山 倉 茂 美	
	伊 藤 裕美子	欠席委員		
	上 田 晋 三			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	今 井 利 司
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	施 設 課 長	小 関 洋	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	大 井 夫 美 子
	保 健 給 食 課 長	山 崎 まり子	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	地 域 教 育 推 進 課 長	緒 方 猛	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	竹 田 由 里 子
	学 校 人 事 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 育 職 員 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 査	岡 敬 介
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦	教 育 総 務 課 主 査	山 口 学
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時
	宣 言 者	教育長
付議事件 (7件)	議案番号	件 名
	議案第10号	平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳以外)並びに新潟市立中学校用教科用図書の採択について
	議案第11号	平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書の採択について
	議案第12号	平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳)の採択について
	議案第13号	平成30年度使用新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択について
	議案第14号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第15号	新潟市市長の権限に属する事務の委任につい
	議案第16号	市長の権限に属する事務の委任について
	議案第17号	新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の制定について
	議案第18号	教職員の人事措置について
報告 (0件)		

第1 開会宣言

○教育長

午後3時開会を宣言する。

これより7月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に上田委員及び田中委員を指名します。

付議事件に入ります。

第3 付議事件

○教育長

日程第2、付議事件に入ります。

はじめに、議案第10号「平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳以外)並びに新潟市立中学校用教科用図書の採択について」及び議案第11号「平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書の採択について」は、関連がありますので一括して審議いたします。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

議案第10号「平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳以外)並びに新潟市立中学校用教科用図書の採択について」及び議案第11号「平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書の採択について」を続けて説明いたします。

付議2ページから5ページ及び7ページから8ページをご覧ください。

小学校用教科用図書(道徳以外)、中学校用教科用図書が、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律14条に基づいて、平成29年度に使用しているものと同一の教科書を引き続き使用することとなっております。これを踏まえて、記載されている教科用図書を平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳以外)、新潟市立中学校用教科用図書、新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書として採択することのご審議をお願いいたします。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○教育長

今ほど説明がありましたように、平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳以外)、平成30年度使用新潟市立中学校用教科用図書、平成30年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書については、平成29年度に使用しているものと同一の教科書を引き続き使用することとなっております。このことについてご質問などございますでしょうか。

質問がないということですので、それでは議案第10号及び議案第11号については、承認してよろしいでしょうか。

ではそのように決定します。

次に、議案第 12 号「平成 30 年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳)の採択について」、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

それでは、議案第 12 号「平成 30 年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳)の採択について」説明いたします。

平成 30 年度使用の小学校教科用図書(道徳)については、5月の教育委員会の諮問を受けて、専門調査員の調査研究を基にした教科用図書審議委員会で審議し答申されました。お手元の付議 11 ページ「平成 30 年度使用教科用図書に関する資料について(答申)」をご覧ください。

ア、小学校道徳教科用図書について、①、②、③の観点に基づき慎重に審議した結果、付議 14 ページから付議 21 ページまでに記載してある教科用図書が答申されました。小学校で使用する道徳の教科用図書について、2点補足説明いたします。

1点目は、平成 27 年3月に特別の教科道徳を位置づけ、一部改正された現行学習指導要領に基づき、すべての教科用図書が文部科学大臣の検定を経ているということです。

2点目は、今回採択する教科用図書は、平成 30 年度教育課程から、原則として4年間継続して使用することです。

次に、答申までの経緯についてお話しいたします。このたび、教育委員会から答申された観点により、審議委員会が答申いたしました。その際、専門調査員の調査研究報告書を中心に審議していただきました。また、県の教科用図書研究資料を参酌し、あわせて新潟市立総合教育センターとほんぼーとに設置された、新潟教科書センターの閲覧者から寄せられた意見、41 人 41 通も参考にさせていただきました。

続いて、今回の教科書採択にかかわる専門調査員の研究経過について、簡単にご説明いたします。付議 13 ページの「小学校部会報告」をご覧ください。平成 29 年6月5日に第1回打合せ会を開催し、その場で教科用図書採択に関する基本方針、諮問内容、調査研究業務の遂行における基本的な心構え等を確認いたしました。その後、複数回、調査研究の会を開催し、報告書としてまとめました。

小学校道徳部会の調査研究の観点は、付議 13 ページ、2、調査研究の結果についての(1)内容面①、②、(2)構成・編集に示したとおりです。

以上が答申までの経緯、専門調査員の研究経過の報告でございます。一旦ここまでについてご審議をよろしく願いいたします。

○教育長

ただいま説明がありましたように、今回採択の小学校で使用する道徳教科用図書については、すべての教科用図書が文部科学大臣の検定を経ていること。今回の採択は平成 27 年3月に一部改正された現行の学習指導要領に基づいて行うこと。平成 30 年度からの教育課程による4年間の使用であるということです。これらの点を踏まえ、現在の新潟市の教育課題と子供たちの実態を基に、より適した教科書、一般図書を採択することになります。

審議会では、専門的な見地から慎重に協議、検討した結果として答申をいただきました。これまでのところについてご質問などございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それではこれから、平成 30 年度使用小学校教科用図書(道徳)について、答申された内容を基に採択をしていきます。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

教育委員の皆様には、答申された専門調査員の研究報告書等を参考に、これまでにすべての教科書について閲覧、検討し、内容を把握していただいております。これから教科書、道徳教科書8種の特徴について、改めて説明させていただきます。

各社とも、いじめや情報モラル、防災などの現代的な課題について注目しており、これに加え福祉、消費者教育、健康などについても掲載するなど工夫され、大きな差はありませんでした。

付議 14 ページをお開きください。発行者番号順に教科書サイズの違い、掲載内容や表現方法の違いを中心に報告いたします。

付議 14 ページ、2東京書籍は、AB版の教科書1冊で構成されています。教材文と体験活動の関連を大切にして編集しており、読み物資料を中心に 35 の教材が掲載されています。各教材文のタイトルとともに、学習テーマを示し、児童自身が何を学習するのか、見通しを持って学習に臨めるようにしています。「出会う・ふれ合う」では、体験的な活動例が示され、「問題を見つけて考える」では、考えるステップが示され、言語活動や問題解決的な学習につなげています。

これらにより、資料を読み解くだけの道徳授業に終わらない、終止しないように配慮しています。

付議 15 ページ、11 学校図書は、AB版の「読みもの」、「活動」の2冊で構成されています。読みものは、教師が5分で範読することを想定した読みもの資料を中心に構成されています。「活動」は教材文ごとに活動例を示したり、書く、考える、話し合うなど、多様な活動例を示したりしてました。「活動」の巻末には、話し方・聞き方・話し合いの仕方・役割演技の仕方などが示されており、活動の資料として使えるようになっています。

「読みもの」と「活動」を明確に分け、課題意識をもって学ぶ授業を目指しています。

付議 16 ページ、17 教育出版は、AB版1冊で構成されております。本文後の「学習の手引き」に、2から6の発問例が示されており、児童の実態等に応じて選択することができます。教材数 30 を 19 から 22 のユニットにまとめてあり、五つの補助教材を掲載したりし、学校の実態に合わせて指導計画を立てやすいように構成しています。全学年で、モラルスキルトレーニングが扱われており、新潟県にかかわる教材文が多く、高学年では、特に、偉人や先人を扱った教材が多くなっています。

付議 17 ページ、38 光村図書は、B5版1冊で構成されています。読みも

の資料だけでなく、見開き2ページの絵やマンガ、表や写真など、多彩な形式で教材提示を工夫しています。写真や地図、グラフなどの多様な資料を全学年にわたって掲載されています。多面的、多角的に考えることができるよう、教材とコラムの組み合わせたユニットを設けたり、手引きにいくつかの観点を示したりしています。巻末に教材の一覧表だけでなく、現代的な課題等とのかかわりや他教科や領域とのかかわりを示しています。

付議18ページ、116 日本文教出版は、AB版の教科書とA4版の道徳ノートの2冊で構成され、ノートを教科書にはさんで保管できるようになっています。教科書には、寓話、偉人、実話などを題材とした読みものの資料が掲載されています。別冊「道徳ノート」は、記述式のページがほとんどであり、それぞれの教材に適した発問が示されたり、自己評価の欄が設けられたりしています。6年間を通じた学習のつながりや幼・保との連携や中学校との接続に配慮しています。

付議19ページ、208 光文書院は、タテがA4版より約1センチ短い変則A4版1冊で構成されています。読みもの資料だけでなく、マンガ、四コマ風の挿絵、説明など、教材提示の仕方を工夫しています。本文後に学習をまとめたり、学んだことを広げたりする発問例が示されています。巻末には折り込みで「学びの足あと」を設定し、年間を3期に分けて記入することができます。家庭でのできごとや地域との交流を題材にした教材が多く、家庭や地域との連携が取りやすいように工夫されています。

付議20ページ、224 学習研究社は、A4版1冊で読みもの資料を中心にしながらも、写真やマンガ、大きな挿絵など、多様な形式の教材で構成しています。本文後の学習の手引き「考えよう」には、教材ごとに二つの発問が示されています。「深めよう」「つなげよう」「やってみよう」「ひろげよう」の四つの学びのページがあり、多様な学習活動ができるように工夫されています。複数の教材を続けて学習するユニットを設けたり、異なる二つの意見を提示して比べて考えさせたりするなどの工夫をしています。

付議21ページ、232 廣済堂あかつきは、AB版の教科書とAB版の道徳ノートで構成されています。教科書には子供の生活や偉人、実話などを題材とした読みもの資料や、名作とされる読みもの資料を掲載しています。本文後には教材に沿った発問例が低学年1から2、中高学年では3から4示されています。道徳ノートには、主題ごとに学習内容の解説があり、1教材2ページで記入するように構成されています。また、巻末には話し合い活動と体験活動の記録を記入するページがあります。

道徳の調査結果については以上でございます。なお、審議委員会では、今ほど報告した8種のうち、特別の教科道徳の指導における課題や重点から、総合的に判断し、新潟市の子供たちに適する教科書として、11 学校図書、17 教育出版、38 光村図書の3種が推薦されたことを申し添えます。ご審議をよろしく願いいたします。

○教育長

それでは、最初にまず、ご質問がございますでしょうか。

○田中委員 今ほどの課長の説明で、それぞれ8種の教科書の特徴についてはおおよそ分かったのですけれども、最後にお話しされた、8種の中から3種に絞ったという、その辺の経緯等について、もしお聞きになっていたなら教えていただきたいのですけれども。

○学校支援課長 3種を選んだ経緯なのですけれども、審議委員会で話題になったことを紹介させていただきますと、11 学校図書については、「読みもの」と「活動」が2冊で構成されているという、これまでにないスタイルであること。教師にも子供にも、教科としての道徳が始まるという気持ちを求めることができるということが評価されていましたし、ほかにも分冊もあったのですけど、分冊部分が、ノートとしてではなくて、子供の活動や試行の手がかりとして位置付けられている点が評価されたと聞いています。

17 教育出版については、新潟県にかかわる教材が各学年に掲載してあると。子供たちにとって身近に感じることができるのではないかとということでした。また、全学年でモラルスキルトレーニングを扱っており、アクティブな学習が期待できるということでした。

38 光村図書は、読みもの資料だけではなくて、地図やグラフ、マンガの提示、大きな絵や写真、コラムと教材の組み合わせなど、教材が多様な形で提示されていると。これらが多面的、多角的な思考を促して、考え議論する道徳、授業が期待できるのではないかとという評価でした。

以上、そのような理由で3社が選ばれたということで、審議会の報告でした。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

それでは、採択にあたっては、すべての教科書を対象としますが、審議委員会では、かつそれぞれの調査結果を踏まえたうえで、今、説明のあった理由により3種が推薦されたとのことですので、この後、推薦された3種を中心にご審議いただくということでよろしいでしょうか。

では、この後、ご意見などいただきたいと思います。ご発言のある方は挙手をお願いします。

○田中委員 道徳では、初めての教科書ということで、私、だいぶ時間をかけて8種全部見させていただいたのですけれども、どの教科書も、編集には大変工夫がほどこされているなということを感じました。例えば、現在、過去の著名人とか、偉人だとか、あるいはスポーツ選手などのトップアスリートから、昔からの定番の物語とか読みもの資料など、いろいろなものがそれぞれ各社、工夫して入れられているということで、私自身、読みながら涙がこぼれそうになったものもありましたし、すばらしい題材がいっぱいあるなと思っていました。

学校現場では、これらを実際の道徳の授業の中で、どのように取り扱っていくかということが非常に重要になってくるのではないかと考えております。先ほどの課長の話の中で、分冊というお話がありましたが、確かに学校図書であったり日文であったり、廣済堂あかつきであったり、分冊方式と

というのは新しい発想で、大変工夫されているなど思うのでありますけれども、果たして低学年の1年生あたりが机の上に2冊出しながら、うまく授業ができるかと思ってみたり、あるいは忘れてきたとか、はたまたなくしてしまったとかということはないのだろうか、要らぬ心配をしたりしているのですけれども。

いずれにしても、それぞれ工夫は見られる教科書だと思いました。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

○山倉委員

私は、逆に分冊のほうが、かえって低学年の子が分かりやすいのかなと思って見ていました。高学年の子は理解力もあるし、道徳について考える部分もある。低学年の1・2年生が難しいかなと思ったときに、分冊だと、分冊にもイラストがついているし、吹き出しがあったので、小さい子には分冊がいいのかと思いつつ見ていました。

光村の5年生のを読んだときに、物語もいろいろなものがあったのですが、子供同士のすれ違いがあったり、その後に立場の違いがあって、その後にいじめ問題、そして最後に命の大切さの詩が載っていたりということ、少しずつ流れがあるというか、命の大切さ、ちょっとしたすれ違いからでもけんかしたりいじめがあって、でも命は大切だよという、流れがあったのは、とてもいいと思いました。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員

我々、事前にすべての教科書を読ませていただきましたので、先ほど田中委員の話のとおり、全部読ませていただく中で、すべての教科書で、うまく構成されているなど思っております。全般に感じたのが、一般の方の意見書にもあったのですけれども、読む部分が多く、道徳という教科の中で考えさせる部分が、本来多くなければいけないと思うのですけれども、どうしても字を読む時間にとられてしまうのかなど。その辺が今後の課題かなと感じておりました。

その中で、私がつり上げるとしたら、教育出版ですね。新潟市の授業の構成という中で、1時間、1時間の中で、その時間の目的、テーマを最初に掲げたうえで授業を進め、最後にまとめをしっかりと閉じるということ、新潟市教育委員会は進めているわけですが、教育出版は、各テーマの最初のほうに、テーマ、キーワードを詳しく掲げていて、その授業で何を取り上げるのかということが明確に書かれている内容でした。

ほかの教科書も、逆にセクションの最後にこういうことを考えましようということが書いてあるような、構成の違いはあるのですけれども、今、新潟市が進めている授業方法からすると、最初にその辺が明確になったものが扱いやすいのではないかと感じました。

○上田委員

分冊の意見で、私も、まず道徳の授業、読んだ後に、また改めて書くということは、そのものを深く知ることできるし、またかみ砕いて理解できるという部分ではとてもいいものだと思うのですけれども、ただ、道徳という授業が、週1回1時間ということですね。その中で、書く時間を増やすよりも、

私は、どちらかという子供同士がリラックスした中で、自分の意見を言ったり、人の意見を聞いたり、場合によっては先生の体験や経験を通してのようなお話を聞いたりする時間が、私はいいいのかなと思っています。それで、教科書では光村図書が出されているところで、巻頭に道徳というのは、こういった考え方で授業を進めるのだよというものを書いているのは、私はすごく同意できる場所を感じました。

道徳という授業は、子供たちと話し合いながら、場合によっては物事の善し悪し、心の物差しというのですかね、そういうものを養うものだと思いますので、そういうものに、先生もご苦労するとは思いますが、できた教科書だと思いました。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

○沢野委員

今、上田委員が光村図書の話をされたのですが、全部、見させていただいて、田中委員もおっしゃっていましたが、読み物を読んだりして涙があふれそうな、本当に涙が出るようなお話もいっぱいあり、心に響くもの、そして工夫を各社されているなということが印象でありました。その中で印象的であったのが、光村図書の表紙を開くと、「みんな生きている、みんなで生きている」というフレーズで統一されて、詩が各学年で載っているのです。それが私にとってはとても印象的で、感性の部分に訴えているのではないかなと思ったのがまず最初でした。そして、巻末に「学びの広がり」というのか、自分を大切に、他者とのかわりであり社会とのかわり、そして世界に広がっていくという、学びの広がりを感じるようなものが示されているのです。それもまた、学びの広がりを感じさせるところかと思いました。そういう意味では、いろいろ考えられるような感じがいたしました。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

○渡邊委員

分冊ということで今、話が出ているので、まずそのことについてですが、この学校図書は「読みもの」というものと「活動」というところに分かれていて、「活動」が分冊なのですが、こちらの巻末に保護者を意識したところでの説明があって、それが一つ、分かりやすいと思いました。そして「活動」の中で、発問例や活動例が多様に示されていて、考えるというときにまずイメージして考えようという姿勢でも「活動」が工夫されていると感じました。

もう一つは、書く量とか、授業の中にどのようにやるかということは難しいと思うのですが、書くところはそんなに多くもないというか、ポイントを絞って、自分の中でどこについて考えようかということで、絞って、自分の考えを確認して、そこに優先にすれば、意義があると考えました。一番いいのは、どんなノートにでも自分で考えたことをしっかり書けるという力が育って、そういうことが自由にできればそれが一番いいと思うのですが、そのための補助のような形で使えるのではないかと感じました。

分冊ということではないのですが、光村図書では、分冊ではないのですけれども、本の中に記入するところがあって、割と自由な形で記入するようになっていたかと思います。そして、光村図書で、私がとてもいいなと思ったところは、感情を表すときの言葉ということで、高学年のものを見たのですけれども、後ろに1ページ全面にまとめてあって、まず自分が感じたことを大切に扱っているというところが読み取れました。道徳ということで、他者への配慮というのはとても大事になりますが、道徳に、自分を大切にすることをお忘れしないために、光村図書の教科書は、そこがとてもクリアになっているかと思いました。

○齋藤委員

まず全体の印象というか、お話しさせていただきたいです。今回は副読本から教科書ということで、児童、生徒の評価にもつながります。各社の教科書を私もじっくり拝見しました。非常に工夫されているなど。先ほど、田中委員からも話がありましたけれども、個人的には私は、道徳というのは、こういう話がありますよ、皆さん、こうしてくださいよという形の教科書だけにはならないでほしいなど。個人的にずっと祈りながら、このときを待っていたのです。

各社とも、こんな言い方は語弊があるかもしれませんが、こういうふう生きていくのだよみたいな押しつけがましさというか、そういうものが非常に出ていなくて、自由に、このことからどんなことを感じるのだ、どんなことを、各自それぞれ違っていいというか、いろんな感じ方があっていいなということを、現場の教師も授業を進めていく中で、うまく工夫されているなど、全体像として感じました。

先ほどから出ている、3社でしたか、分冊という新しい発想で、低学年の子供は、特に2冊わずらわしいかなとか、ちゃんと持ってくるかなと心配はあったのですが、私が個人的に見て、「読みもの」と「活動」と、学校図書は分けていますけども、「読みもの」は「読みもの」で、集中して、この話を、私もほとんど読みましたけど、非常に感動的な話もあるし、もちろん実話もあるし。それをノートに書くときに「活動」ですか、「活動」に書くときに、それぞれどんな感じ方をするか。逆に見てみたい、楽しみだなど。そういった形で、集中できるのではないかなということで、私は分冊というものを非常に注目しています。評価もさせていただいています。すいません、長くなりまして。

○伊藤委員

私も、それぞれの教科書をじっくり見せていただきました。そうしたときに、とてもいろいろなお話しを入れて、分かりやすく作っているなというのが全体を通しての印象です。

それから、私は、絵本等で読み聞かせなど活動をずっと続けて、今もやっていますけれども、そういう意味で、絵本等のものをこの教科書の中に上手に取り入れて、そして学年に応じた読みものというように工夫して作られているというのが、大変印象的でした。やはり道徳が教科書になるというのでは、いじめを中心にそういうことを考えるきっかけになるということで、

教科書化されたと思うのですが、私は、人権課題というのが多様化していますが、そういうものがより多く盛り込まれているのかなという観点で、それぞれの教科書を見てみました。そうしましたところ、教育出版では6年生では、国や郷土を愛するということで、アイヌの誇りということで、いろいろなアイヌの伝統文化についての写真を入れて、うまくテキストをまとめて、いろいろな人権課題に、各学年で触れるようにと工夫されていたということで、ほかの教科書ではまた、違うテーマで、同じものでも違うお話が取り上げられていたのですが、教科書会社によっては、いろいろな人権課題を積極的に取り入れて、学ぶ機会に。どこだったかハンセン病とか、いろんな人権課題、多様化しておりますけれども、そういうものを小学生でも伝わるように、読みやすいように工夫して作られているなと思いました。

そして、学校図書では、私が小さい子供に使っていた「14 ひきのおくりもの」というのが1年生のところに、絵本だったのですが、上手に見開きの絵を、うまくレイアウトして、テキストと絵の量が、読んでいても、集中が途切れないように、非常に工夫した紙面の作り方をしているなど、印象的でした。

それから、読書活動では、主に国語の単元に合わせて紹介されている図書などを活用するのですが、でもその中には理科の要素が入っていたり、社会の要素が入っていたりするわけです。そういう中でも、光村の一番巻末には、ほかの教材・領域とのかかわりということで、先生方への、ほかの教科との関連が分かるような、6年生ですと208ページですけれども。私たちも読書活動で国語の時間等で読書旬間等で活動するのですが、中にはやはり、障がい者理解とか国際理解とかといういろいろなテーマが入っています。そういう意味で、光村図書の教科書の、先生方への分かりやすい作り方が、私も読書活動をする一般市民ですけれども、そういった取り組みときに参考になる作り方なのだなと。どこを見たらいいかというのが分かりやすい教科書の一つかなという印象を持ちました。

そして、私は、保育園から中学生、高校生と絵本を一緒に楽しむ時間を、活動をしているわけですが、やはり1年生と比べると大変個人差、6年生になっても個人差が、体格においてもあると思います。そうしたときに、学研などのA4版など、大きい教科書も作られております。そうした中で光村は、従来どおりの教科書サイズということで、しかも1年生から6年生まで、同じ色調で、表面には同じひらがなで「きみがいちばんひかるとき」ということで、6年間を通して同じ表紙のもので学ぶということです。ですので、道徳という教科かどうかわからないけれども、「きみがいちばんひかるとき」と書いているのを6年間学ぶという意味では、すごくずっと集中できるというか、シンプルな表紙なのですけれども、開くと中はしっかりと、先ほど、課長から説明があったように、図や写真、宇宙の写真があったのはこれかと思うのですが、非常に図、写真の色調、また絵のバランス、私たち、読書活動するときにそういうのも大事に見させていただいているのですけ

れども、そういうところが開いて学習するときに非常に使いやすい作り方ではないかなという印象を持ちました。ですので、私は三つともそれぞれ教育出版もすごくいっぱいエピソードというか、いろいろなお話が入っていて、偉人、将棋の天才の方のお話しなど、いっぱい届けたいなど、子供たちに届けたいというお話がたくさん入っている教科書もありますけれども、どれか選ばなくてはいけないというときに、私としては光村の6年間これで学ぶというのが使いやすいという観点でいいのではないかという印象があります。

○教育長

ほかにご意見ございますでしょうか。

○田中委員

先ほど齋藤委員も触れていましたけれども、今後は担任にとっては評価ということが大きな問題になってくるのだろうと思うわけでありです。上田委員が言われたみたいに、例えば、書くことだけで1時間終わったのではこれも困りますし、かといって読むことばかり時間とっていても困るわけでありです。やはり、文部科学省が言っている「議論する道徳」という言葉のとおり、子供たちが自由に自分の考えを発表したり、書いたり、そしてまた友達と議論する中で、さまざまな多様な価値観に触れていく。そして道徳で習ったことが、やはり、日々の授業、日々の生活の中で活かされていくべきだろうと、私は考えているわけでありです。そんな形で道徳の授業が進められていけばいいかなと思うのでありますが、そういった面で見ますと、例えば光村図書の「学びの記録」というところが、こんな形で自分の心の変わりよう、変容をずっと追っていきける。ポートフォリオのような形で記述ができるわけでありですけれども。まとめのところに書いてありますように、道徳の時間に考えたことで、生活に活かしたことを書こうということとか、自分が変わったなと思えたことを書こうということ、自分自身をしっかり見つめながら生活に活かしていくという視点で書かれているわけでありです。

そういう意味で、子供自身が、自分の変容を感じ取ったり、あるいはそこに書かれていることで教師が評価の一つの参考にしていくということは可能ではないかなと思います。

○教育長

ほかにご意見ございますでしょうか。

これまでの皆さんのご意見ですと、どれもみんなすばらしいのだけど、しいていえば光村がいいかなというご意見が多かったようなのですけれども。佐藤委員はしいていえば、教育出版というご意見でしたけれども、その辺いかがでしょうか。

○佐藤委員

授業の構成という意味では、教育出版がいいかなと思っているのですけれども、今ほどの皆さんのお話を聞いている中で、一つ感じたのは、先生への配慮という、一番巻末に似たような表が、どの教科書も書かれているのですけれども、どちらかという先生に向けた総括表が非常に分かりやすく書かれているというのが特徴的ですので、そういう部分を見ると、皆さんの言っている光村図書もいいのではないかと感じます。

○教育長

分冊についてもかえっていいのではないかというご意見もございました

が、どなたか、齋藤委員も、いかがだったでしょうかね。分冊も集中、かえってできるかもというようなお話もございましたけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○齋藤委員

そうですね、記録というか、それぞれの先生が確認できる場所だと思いますし、姿勢というか、内容的には、光村がとてもいいなと思います。

○教育長

これまでのご意見を伺っていますと、ほとんどの方が 38 番の光村図書がいいのではないかとということなのですから。いや、別のがというご意見の方は、いらっしゃいますでしょうか。

光村図書ということでご異議ございませんでしょうか。それでは議案第 12 号「平成 30 年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳)の採択について」は、38 光村図書を採択するということに決定します。

それでは次に、議案第 13 号「平成 30 年度使用新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択について」、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

それでは、議案第 13 号「平成 30 年度使用新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択について」ご説明いたします。

特別支援学校・学級においては、障がいにより教科書目録の掲載の教科書が適さない場合には、学校教育法附則第9条の規定により、教科書目録にはよらない図書を、教科用図書として使用することができます。このことを通称一般図書と呼称しています。

付議 23 ページ、24 ページ、特別支援教育教科用図書調査部会報告をご覧ください。専門員の調査研究については、小学校道徳部会同様の経過をたどっています。一般図書の採択について、文部科学省の通知では、十分調査研究を行い、児童・生徒の障がいの種類・程度・能力に応じた適切な図書を選択することとしています。調査部会では、23 ページの中程に示されている①から④の観点により文部科学省の一般図書一覧にある 328 冊の図書について調査研究を行いました。そして、さまざまな児童・生徒の実態に対応できるよう、一冊一冊について段階を、A・B・Cの三段階に分け、図書としての特徴、教科用図書としてのよさや活用方法などを参考情報として記述いたしました。A・B・C三段階の内容については、付議 26 ページの下に記載されてあるとおりです。

付議 27 ページから 30 ページに、小学校特別支援学級用一般図書として推薦する図書が示してあります。同じように付議 31 ページから 34 ページには中学校特別支援学級用が、付議 35 ページから 40 ページには、特別支援学校小学部用が、付議 41 ページから 46 ページには特別支援学校中学部用が示してあります。なお、一般図書の調査研究にあたっては、本年度の小中学校特別支援学級の保護者、特別支援学校小中学部の保護者から調査員を引き受けていただきました。保護者としての考えや要望を、検討や協議の場に出していただき、調査研究が深まったことをご報告いたします。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○教育長

新潟市立特別支援学校・学級用一般図書について、推薦されたものが提示されています。A・B・Cの三段階は障がいの程度に応じられるようにということで分けられているということです。ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

特にございませんでしょうか。一般図書についてのご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。それでは、児童や生徒に接している現場の教員や保護者の方々の意見がきちんと反映されているということです。議案第13号「平成30年度使用新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択について」は、ここに記載されているとおりの採択ということですのでよろしいでしょうか。

○山倉委員

本の中身、これがいいとかそういうのを含めてですか。説明に対しての質問。

○教育長

一般図書の採択について、ご意見ございましたらお願いします。

○伊藤委員

こちらたくさんあるのですが、ゆっくり見せていただきました。私の読書活動で使っている、また、子育てからずっと使っている書籍もたくさんありましたし、また、新しい、非常に考えられて新たに作られているものもたくさんありました。そうした中では、定番といたしますか、いろいろな段階の方が共通して使える絵本、そういうものが、私は使いやすい。そういうものがきちんと各ところで選ばれているというところが、きっといろいろな人に使っていて、より触れあいながら学ぶことができるのだなと感じました。

中学部の理科でしょうか、実物の大きさのという、大判の絵本などもありますが、やはり見て、実際の実物の大きさに触れるというのは、結構圧巻なものがあり、やはり最初に見たときには私も、わっというふうに感動したのですが。そういう、なるべくより本物に触れるというのが、絵本であればより美しい、実写的な美しい絵本の絵というのも大事なのですが、写真も非常に効果的に使われているものも多いです。デザイン的に昆虫とあそぼうという、付議44ページなど、私も生きもの好きで、昆虫などとても好きなのですが、やはり色合いが非常に効果的に、また、いろいろな人により疲れず使われる。でもよく見るといろいろな色の数が使われていたり、そういう作り手の工夫とか、私も絵本を作りたいなと思ひながら、まだ中学生で美術部で1回作っただけなのですが、作り手の工夫というのを感じながら、私も選んだり、使ったり。また、子供たちに反応をいただくことで、より共感したり再確認することも多いので、やはりこれを選んでいただき、子供たちにより伝わるように、よく活用していただけるというものを、大変いっぱい貼ったのですけれども、どれというふうに具体的には言う、たくさんあるので、私の印象としては、非常にいいものがそれぞれの人たちに選ばれているという印象です。

○山倉委員

私もいろいろ見せていただいて、自分も楽しくなるようなものがたくさんあって、手に取って見ました。その中で、私も子供たちに絵本読み聞かせ

の中で、私もお世話になって子供たちも大好きだった五味太郎先生の絵本が8冊入っておりました。やはり、字が大きくて見やすい。色もぱっとしている。絵も単純で、言葉にリズムがあってとても楽しいということで、本当にいい絵本が入っていたなと思いました。

○田中委員

私のお勧めの本は、実は見たのですが、これがとてもよかったです。伊藤委員も言っていました、本物に触れるという、こういうお話を言っていたのですが、「さわってあそぼうふわふわあひる」と。本当にあひるの毛に触れているみたいな黄色で、柔らかい手ざわり。そしてこれと「まるだ」という。毛にさわりながらまるということを学んでいく。あるいは、茶色くでこぼこ、さんかく。なんだろうね、この三角ね、茶色ねと見ていくと、うわあ、ヒキガエルだって、こういうふうに出てくるわけですね。これは特別支援の子供たちにこのように興味を持たせながらものを考えさせていける。それが四角になったり楕円になったりということで、とても工夫されているなと思いました。

○伊藤委員

私も、先ほどの実物がここに。付箋をつけていったのですが、さっき言った昆虫はこれで、これが定番中の定番の美しい絵による絵本。これは、田中委員が言ったとても親しみやすい本。それから先ほど不足していたのは、こういうマーク、身近な、社会に出るとこういう標識等、身の回りのものにより身近に感じながら、見ながら、学んでいける。あとは、「はらぺこあおむし」という絵本もすばらしいのですが、自分でも創作活動というか、あわせて使うというものも選ばれていました。

田中委員と取り合いになったじゃないですけども、新しいもので、触ると数で、触りながら数の感覚を、これ1羽一つ、触ると一つ触るという、うまく作られている、こういう新しいものもありました。あとは定番ですけども、いろいろな色が使われているというので、これは私が使っているもので、絵なのですが、図案が大変単純なのだけど、よくみるといろいろな色調の色が使われていて、落ち着いて、蛙は蛙で、本当に蛙らしい色が使われていたり、絵本なのだけれども、自然に触れたような気持ちになりながら、そういう時間を共有できるという絵本が選ばれているということで。付箋の絵本が出ていて、ありがとうございました。補足説明終わります。

○教育長

ありがとうございました。それぞれ記載されている中に、こんなすばらしい本だというご紹介をいただきました。改めて議案第13号「平成30年度新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択については」、ここに記載されているとおり採択するということでよろしいでしょうか。

ではそのようにさせていただきます。

以上で、平成30年度使用新潟市立小学校用教科用図書(道徳以外)並びに中学校用教科用図書、本市中等教育学校前期課程用教科用図書、小学校用教科用図書(道徳)、特別支援学校・学級用一般図書のすべての採択を終了します。

次に、議案第14号「新潟市教育委員会組織規則の一部改正につい

て」及び議案第 15 号「新潟市教育委員会公印規則の一部改正について」は、関連がありますので一括審議したいと思います。教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第 14 号「新潟市教育委員会組織規則の一部改正について」ご説明いたします。

それでは付議 47 ページをご覧くださいと思います。47 ページ、こちら当該規則の一部改正の理由でございますけれども、平成 29 年 8 月 14 日付で、中央区役所が、古町のNEXT21 に移転することに伴いまして、中央区の教育支援センターの所在地に変更が生じるということによるものでございます。改正の具体的内容といたしましては、こちらに記載のとおり、中央区の教育支援センターの位置を、「新潟市中央区学校町通1番町 602 番地1」から「新潟市中央区西堀通6番町 866 番地」に改めるというものでございます。施行日が平成 29 年 8 月 14 日となります。

付議 48 ページが公布文、裏の 49 ページが新旧対照表ということでございます。

次に付議 50 ページでございます。議案第 15 号「新潟市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明いたします。こちらは当該規則の一部改正の理由につきましては 14 号と同様に、まずは平成 29 年 8 月 14 日付の中央区役所移転に伴いまして組織改正が行われます。新潟市教育委員会印の保管場所に変更が生じるもののほか、必要な文言の修正を併せて行うものでございます。改正の具体的内容といたしましては、使用区分が入学通知に関する公文書に係る電子印用である新潟市教育委員会印の保管場所につきまして、「学務課、各区役所区民生活課及び出張所」を「学務課、各区役所区民生活課(中央区役所にあたっては窓口サービス課)こちらは組織改正で変わるということで、(中央区役所にあたっては窓口サービス課)及び出張所」に改めるというものでございます。

そのほか、使用区分が、各教育支援センター所管事務及び区内の機関所掌事務で教育委員会教育長名をもってする公文書用である新潟市教育委員会教育長印の管理者及び保管場所についても、「〃」となっているところを、それぞれ「各教育支援センター所長」それから「各教育支援センター」に改めるものでございます。こちらの施行日も平成 29 年 8 月 14 日ということで、付議 51 ページ、52 ページが公布文。53、54 ページが新旧対照表ということでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

ご意見ございませんでしょうか。

それでは議案第 14 号及び議案第 15 号について承認するということでしょうか。ではそのように決定します。

次に議案第 16 号「市長の権限に属する事務の委任について」、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進
課長

地域教育推進課でございます。議案第16号「新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理及び運営に関する事務の委任について」ご説明をいたしますが、その前に6月にご審議いただいた条例の制定から、本日の提案につきましての流れを、はじめにご説明したほうが分かりやすかろうと思ひまして、先にご説明させていただきます。

付議 68 参考資料1条例制定から規則制定までの流れをご覧ください。6月の定例会でご審議いただきました条例の制定後、指定管理者を募集するには、順次手続きが必要になります。これは、市長部局ができることとできないこと、教育委員会が行うこと、できないことがそれぞれあるからです。そのため、1の新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例につきましては、6月にご審議をいただいた内容なのですが、その後の手順が2, 3, 4というように進んでいく必要がございます。ちなみに、6月にご審議いただいた内容は、センターの設置目的、担う三つの機能の事業、施設管理、開館日、利用対象者、指定管理者による管理などについてご審議をいただいております。

これを受けまして、2番の新潟市長の権限に属する事務の委任を教育委員会にする必要がございます。これは、本来新潟市長が行うべき事務を、教育委員会が行えるようにする手続きになります。この委任では、センターの各機能の施設管理部分を教育委員会に委任されることで、教育委員会が施設管理をすることができるようになります。資料の教育委員会が委任されることというところなんです。三つの機能の施設管理という形になります。なお、教育委員会に委任されず、市長がそのまま行うことは、使用料に関すること、芸術創造機能の事業運営のこと、交流機能の事業運営によることとなりますし、もともと教育委員会が青少年育成機能の事業運営は行うという形になっております。この部分が、今からご説明いたします議案第16号という形になります。この16号をご承認いただきますと、次の17号に入っていきます。17号については、後ほどまたご説明をさせていただきますと思ひます。

それでは16号についてご説明をします。付議55をご覧くださいと思ひます。はじめに、協議理由になりますが、当施設は、地方自治法で規定する公の施設にあたりますので、本来市長が管理する施設になります。ただ、当施設の財産管理は教育委員会が行っております。また、青少年教育については教育委員会が所管しますので、施設の管理及び運営に関する事務の委任について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、付議56別紙のとおり協議があったということが原因です。

市長が新たに委任する事務は、2にありますように、新潟市芸術創造村・国際青少年センターについて使用料の徴収に関するものを除いた管理及び運営に関する事務です。ここでいう管理及び運営の運営とは、施設管理のための運営を指しております。事業の運営は含まれておりません。また、委任する事務から使用料の徴収に関するものを除くのは、教育

委員会は、使用料の徴収を行うことができないということが理由です。この協議につきましての回答案が付議 57 ページの別紙2となっております。

続いて付議 69 をご覧ください。委任についてこの場でご承認いただいた場合、新潟市事務委任規則が、新旧対照表のようになります。変更点は、付議 70 の別表3の1、教育委員に係る事務委任事項表に5番として、新潟市芸術創造村・国際青少年センターの記述が付加されるということになります。これで市長からこちらに施設管理が委任されるという形になります。以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは議案第 16 号については承認することよろしいでしょうか。そのように決定いたします。

次に、議案第 17 号「新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の制定について」、説明をお願いします。

○地域教育推進 課長

今ほどは第 16 号の承認ありがとうございました。ご承認いただきましたので、議案第 17 号「新潟市芸術創造村・国際青少年センター管理規則について」ご説明をいたします。

これも、まずは流れに沿いまして、先ほどの付議 68「条例制定から規則制定までの流れ」で、まずご説明させていただきたいと思います。先ほど、第 16 号を承認いただきましたので、次の段階として3の規則に入ります。

規則には、新潟市教育委員会規則の、新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則と、新潟市規則の新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収規則がございますが、ご審議いただくのは、新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の部分になります。(本定例会)と書かれている部分になります。なお、ご審議いただく対象ではありませんが、もう一つの下枠、新潟市の新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収規則には、使用料の免除対象者の記載がありますので、参考までに後ほどご説明させていただきたいと思います。

制定する規則は付議 58 からになりますが、概略を付議 71 にまとめましたので、付議 71 でご説明したいと思います。

では、提案理由は、市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の制定についてに関するもので、8月から指定管理者の募集開始を予定していることから、表記規則を制定の上、必要な手続きを進めたいと思っています。主な内容ですが、利用の許可、変更の申請、許可の基準、許可書の交付、届け出、指定管理者の指定の申請、実施期日、準備行為等になります。具体的な内容について三点ご説明します。

(1)利用の許可・受付期間でございますが、これは利用者によって受付期間を変えているところが特徴になります。小学校・中学校・高校、そして

幼稚園・保育園のそれぞれ教育課程等に基づいた活動については、18か月前、1年半前から申し込みを受付するという形を取ります。これは、各学校・園につきましては、年間行事予定・活動予定を早く形成する関係で、早めに応募を受けつける形になります。また、青少年の健全な育成に関する活動を行っている団体については、9か月前からの受付としたいと思っています。その他のものについては6か月前という形を取りたいと思っています。

次に施行期日ですが、これは条例の施行日から施行します。ただし、準備行為については公布の日から施行したいと思います。

準備行為ですが、指定管理者が決まるまで、この予約受付は誰が担当するかということになりますが、これは教育委員会が行うということにしていきたいと思っています。

議案については以上でございますが、先ほどお話ししたとおり、使用料徴収規則につきましてもご説明しておく必要があるかと思っておりますので、付議 72 参考資料4をお開きください。こちらの付議 72 につきましては、制定理由は、使用料に対する必要な事項を定めるものです。これは(案)という形になっております。

主な内容ですが、附属施設に係る使用料、納付期限、免除、還付、それから関係書類、施行期日、準備行為等になります。特に教育委員会としては、使用料の免除がかかわりますので、この部分をご説明します。

使用料につきましては、免除あるいは有料になります。免除になる対象につきましては、市が主催する事業、例えばサマーキャンプ、あるいは大畑少年センターがすでに行っている子供たちの居場所づくり、こういうものは免除にします。また、小学生・中学生・高校生・幼稚園児・保育園児の教育課程に基づいた教育活動につきましては、これは免除という形を取りたいと思っています。具体的には授業等で使われる場合、保育の行事で使われる場合が対象になります。また、教育課程外の例えば部活動の合宿、高校の受験合宿、あるいは園児と親御さんのサークル活動等につきましては有料という形を取りたいと思っています。

また、青少年の健全育成活動を行っている団体につきましては免除の対象にいたします。なお、その他市長が特に必要であると認める場合については、免除、あるいは有料、減免ということを、その都度、対応していきたいと思っています。

施行期日につきましては、先ほどの議案と同じ条例の施行日から施行という形になります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○伊藤委員

付議 72 で今、ご説明いただいたとおり、やはりいろいろな団体により使いやすいように、また学校等の受付期間とか、非常に工夫されていて、ま

たきっと市民の方を含めて分かりやすいものになっているのではないかな。説明も大変分かりやすかったので、これでよろしいと思います。

○教育長

ほかにごいませんでしょうか。

それでは議案第 17 号については承認するというのでよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に議案第 18 号 教職員の人事措置について、人事案件であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。では、公開案件終了後、非公開案件として再開して審議いたします。

第4 次回日程

○教育長

それでは、議事第3 次回日程について、教育総務課からお願いします。

○教育総務課

次回の日程につきまして、8月につきましては8月 28 日(月)午後3時半から、9月につきましては、9月 28 日(木)午後3時半から定例会を予定しております。以上でございます。

第5 定例会一時閉会

○教育長

それでは、これで定例会を一旦閉会し、協議会に移ります。

第6 協議会

○教育長

ただいまから協議会に入ります。

教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についてご説明いたします。

協議会の1ページをご覧いただきたいと思います。平成 19 年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会は事務の執行状況に関する点検・評価を実施し、報告書を議会に提出することが義務づけられました。今年度で10回目でございます。昨年度と同様に、この報告書を9月議会定例会に提出したいと考えておりますので、本日の協議会で内容等についてご協議をお願いいたします。その後、本日の協議内容を踏まえまして、8月教育委員会定例会で付議事件、付議案件といたしましてご審議いただく予定としております。

それでは協議会2ページをご覧いただきたいと思います。本報告書につきましては、効果的な教育行政に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、法律に基づいて平成 28 年度の教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果をまとめたものでございます。

全体の構成といたしましては目次のとおり、I に教育委員会の活動状況について。こちらでは教育委員会会議の開催状況や平成 28 年度の主な取組と成果などについて記載しております。II 新潟市教育ビジョンの施策評価についてにおいては、個別分野の施策評価といたしまして、ビジョンの平成 28 年度実施状況や進捗状況などについて点検・評価を実施

した内容となっております。

それでは、報告書の内容についてご説明いたします。協議会3ページ、I 番目の教育委員会の活動状況についてでございます。はじめに平成28年度における、教育委員会会議の定例会及び臨時会の開催状況を記載しております。協議会4ページの中ほどでは、会議の公開状況などについて記載しております。

続いて、5ページでは、教育委員会会議以外の活動状況といたしまして、総合教育会議や教育ミーティングの開催状況、市内視察の状況を記載しておりますし、協議会6ページにおいては、県外視察の状況、そして本市が加盟しております指定都市教育委員・教育長協議会などへの参加状況、それから学校周年事業などへの出席状況などを記載しております。

次に平成28年度の主な取組の成果といたしまして、協議会7ページから9ページにかけまして10項目を挙げております。

まず一つ目、教育ミーティングの本格実施についてということでございまして、区教育ミーティング、中学校教育ミーティングの実施状況について記載しております。

②は学校の適正配置の推進についてです。学校適正配置基本方針に基づきまして、緊急性の高い地域で協議・検討を進めている状況について記載しております。

③一貫教育の検討についてということでございます。こちらは昨年度、発足いたしました新潟市一貫教育推進協議会におきまして、就学前から義務教育終了までの一貫した教育について、小中一貫教育部会及び幼・保・小連携部会を通じまして、全市的な視野に立って協議を重ねていることなどを記載しております。

④、重点的な取組である基礎・基本を身につける教育の推進についてでございます。単元別の基礎的・基本的な知識・技能の習得状況を把握し、授業改善に役立てるとともに、放課後の時間を活用した学習支援環境の整備などについて記載しております。

次の協議会8ページの⑤は継続事業でございますが、地域と学校パートナーシップ事業の充実についてということでございます。地域教育コーディネーター、学校支援ボランティアの活動状況、ウェルカム参観日の取組内容について記載しております。

⑥大好きにいがた体験事業への取組についてでございます。平成28年度からの新規事業といたしまして、新潟のよさを知り、新潟への愛着を育む学習活動を支援することといたしまして、30校の推進校が、総合的な学習の時間を充実させたことなどについて記載しております。

⑦第32期新潟市社会教育委員会会議の取組についてでございます。会議では、本市の生涯教育施策の方向性についてまとめた前期の建議をさらに掘り下げ、施策を推進するために『学びの循環』による人づくりを第32期の建議テーマに決定いたしまして、来年度末の建議提出に向け、準

備を重ねたことなどについて記載しております。

⑧は、平成 28 年度、昨年度の教育フォーラムの内容でございます。昨年度は、新潟市いじめ防止フォーラムを教育フォーラム 2016 ということで開催いたしまして、いじめ防止に向けた基調講演やディスカッションを通して、社会全体でいじめを生まない風土づくりに取り組むことが大切であるということを確認いたしました。

次の9ページの⑨少子化対策についてでございます。公民館における少子化対策の取組の一つということで、国の地域少子化対策重点推進補助金を活用しまして、結婚を希望する男女を対象に、人材育成を目的としたセミナーと出会いの場となるイベントの開催状況などについて記載しております。

最後、⑩読書活動の推進についてということで、第二次新潟市子ども読書活動推進計画に基づいた読書環境の整備状況やうちどくの推進、ブックスタート事業の充実などのさまざまな取組を記載しております。

続いて 10 ページから、Ⅱ新潟市教育ビジョンの施策評価についてをご報告をします。

まず 10 ページの一覧表をご覧いただきたいのですが、右上、ちょっと小さい凡例がございますけれども、こちらに示されておりますけれども、基本的に評価は1から5までの5段階で示されております。各種施策の指標、目標どおりの成果が上げられた場合は4となっておりますし、4を基準に各施策の評価状況をご覧いただきたいと思っております。

全体の達成度を見ますと、全施策の平均は4.12になりました。また、【NEXT】&【NEW】20 の施策の平均で見ますと、4.10 ということでございます。いずれも評価4を上回っているという状況でございますので、このことからおおむね目標を達成しまして、各施策が着実に実施されまして、一定の成果をあげているものと考えております。

次の 11 ページから、主な施策・事業の評価状況をご覧いただきたいと思っております。ここから 17 ページまでが【NEXT】&【NEW】の 20 の施策についての具体的な内容が記載されております。全部だと時間がかかってしまいますので、主なものだけご説明申し上げたいと思っております。

11 ページの下段については、施策1-(3)基礎・基本を身に付ける教育の推進でございます。施策評価は 3.4 ということでございまして、評価4に届かなかったということでございます。これは、指標の2から4に見られますように、小6の算数、それから中3の国語と数学で、全国平均を上回った児童・生徒数の割合が、目標に届かなかったためでございます。表の右側の文章の記述をご覧いただきたいと思っておりますけれども、○の一つ目、全国学力・学習状況調査の正答率で見ますと、全国を上回っている状況が読み取れます。これは、○の三つ目の授業づくり、研修により、授業改革が進んできたことや、学習支援ボランティアやアフタースクール学習支援員など、多様な方々からのご尽力によるものということで考えております。

平成29年度の取組におきましても、継続して取り組んでいきたいということでございます。

続いて12ページの施策2-(2)一人一人の成長を促す生徒指導の推進です。こちらも評価施策が3.6ということで、4を下回っているということでございますが、右側の文章記載の○の二つ目と三つ目で、研修やフォーラムなどでいじめの認知や対応についての理解を深めまして、小中学校のいじめの認知件数を大幅に増やすことができました。平成29年度取組におきましても、新潟市いじめ防止等のための基本的な方針の改定に伴いまして、いじめ対応ミーティング実施状況の確認や学校からの迅速な報告が行われるよう努めていくとともに、9月実施予定のいじめ防止市民フォーラムを通じまして、いじめについての認識を高めて、市民の皆様方を含めた対応の充実を図っていきたくと考えております。

続いて、14ページの施策5-(1)新潟市にふさわしい小中一貫教育の取組ということで、こちらは施策評価が4.0ということで、文章記述の○の一つ目、平成28年度に4校、こちらをパイロット校に指定いたしまして、具体的な推進を始めました。また○の二つ目、幼保小連携では、アプローチカリキュラムの大枠を作り上げることができたということで、平成29年度取組についてもパイロット校を8校ということにいたしまして、さらに小中一貫の共通プログラムを検討していくという形で幼保小連携についてもスタート、カリキュラムの検討に着手していきたくと考えております。

続いて15ページの施策9-(1)地域と共に歩む学校づくりの推進でございます。教育ビジョンの基本的な考え方であり、学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくりにつながる、中心的な施策ということでございます。施策評価は4.5ということございました。文章の記述にあります○の一つ目でございますが、学校支援ボランティアの皆様方からの協力によりまして、授業の充実が図られ、またコミュニティ協議会との協働事業も増加傾向にあります。○の二つ目、ふれあいスクール実施校、こちらも増えまして、着実に地域と学校、社会教育施設が協働する教育の推進が行われております。29年度、こちらも継続して取り組んでいくという状況です。

17ページの施策の13-(1)新潟らしい教育改革の推進ということでございます。施策評価が4.0ということで、区教育ミーティング、中学校区教育ミーティングを計画どおり実施いたしまして、教育委員の皆様とともに意見交換の充実を図ることができたと考えております。平成29年度取組におきましても中学校区教育ミーティングのテーマは「防災教育」ということにいたしまして、より実効性のあるミーティングとしていきたくと考えております。

最後になりますけれども、18ページは、教育ビジョン推進委員の皆様がたから、主な質問・意見・要望と教育委員会の対応についてまとめたものがございます。今後もこうした外部の委員の皆様方からの知見を活かした

がら、教育ビジョンの実現に向けて着実な取組を進めてまいりたいと考えております。

新潟市教育ビジョンの施策評価については、以上でございます。

○教育長

ただいまの

説明に、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○伊藤委員

協議会の 12 ページですと、市民フォーラムというのがありまして、大変良い中身で聞かせていただきました。市民にも聞いていただけたということですが、実数として一般の市民の方が広報を見て来て、どのくらいのかたが来られているのか、思ったよりも多いのか少ないのかと。何日も過ぎたのですが、より多くの人によりよいものを聞いていただき、一緒に学びたいなという印象も持ちますので、その辺、どのくらい増えていますか。実際、本当の一般の方はどうなのという、聞いているのかなという、実際のところを。さっと今、課長が言ったのですけれども、もっと聞いてもらってもいいのにと思った気もするので、この辺、数字、どんどんたくさんの人により聞いてもらっておりますということであれば安心するので、すみません、急がないので。ちょっとした記憶でも。お待ちしております。

○学校支援課長

いじめフォーラムは、各中学校区から5名出してほしいというお願いで、それは地域の方や先生方を含めてということなので、総数は確認してないのですけど、かなり地域の方や、地域コーディネーターの方が多いです。学校の先生がたも多いですけど。

○伊藤委員

そうですね、コーディネーター含めて、それぞれの学校区から来ていただいたということで、そういう声掛け、大変いいと思います。ありがとうございます。

○教育長

ほかにごございますでしょうか。

○田中委員

平成 28 年度の施策の評価ということで、全施策の平均 4.12 という、大変素晴らしい評価ではないかなと思っておるのですが、3 点質問させていただきます。

まず、協議会 12 ページですけれども、一番上「アグリ・スタディ・プログラム」のところですが、ここで平成 28 年度の指標 1 ですけれども、指標目標が 100 パーセントで進ちよく状況が 100 パーセントになっていまして、同じようなのが、例えば左の前のページで、1- (1) 確かな学力の向上の指標 2、同じように目標が 100 パーセントで進ちよく 100 パーセント。同様なのが、16 ページの 10- (4) の指標 1, 2, 3, 4 もそうなのです。これは 100 パーセントの指標で進ちよく状況 100 というのは、これはこれで結果はいいのですが、なのに、評価が 4 というのはなぜかが分からないのです。5 になっていいのではないかと思うのだけれども 100 パーセントで、これ以上いけないのに 4 だという理由を教えてください。

二つ目の質問です。協議会 12 ページ。1- (6) 読書活動の推進と新聞活用の充実、指標 1 学校図書館を活用した授業を「月に数回程度」行った小学校の割合。当初の進ちよく状況は 26 年度が 77.2 パーセントだったの

が、平成 27 年度から第二次新潟市子ども読書推進計画を進めているにもかかわらず、75.6、46.8 と数値が落ちていくわけです。とりわけ平成 28 年度が 50 パーセントを切るという、この辺、評価も1になっているのですが、なぜこのような状況になったのかを教えてくださいたいと思います。

三つ目の質問ですが、協議会 16 ページ9-(4) 高等教育機関及び企業との連携推進の指標2にいがた市民大学の受講率、具体的な中身がよく分からないのですけれども、指標目標はずっと 95 パーセントですずっと平成 31 年度まで示されているのですが、これが平成 27 年度 122.5、平成 28 年度 112.5 ということで、100 パーセントを超えているのですけれども、どういう形で 100 パーセントを超える形になっているのか。もしそれが適切であるのであれば、場合によって、今後指標、もしくは指標目標を変える必要も考えなければならないのかと思っています。以上、三点です。

○教育総務課長

全体的に、指標の見直しは、平成 29 年度から行うということで、今ほど委員の指摘のあった部分も含めて、その辺、指標の変更という形で今、対応させていただき形になっておりまして、実際に、今回の、今ご指摘のあったところで変更する部分。

○佐藤委員

一点目のお話なのですが、委員の指摘のとおり、100 パーセントまでしかいかなくて、4まで止まりの指標があるのです。これは仕組み上、それ以上、4が達成ですので、これで十分なのですけど、5というのは、さらに上という意味なのです。仕組み上、それより上にいかないものもあります。さらに一生懸命やったものについては、ここではこれしかないのですけれども、記述表記で、たくさん書かれているのです。ですので、ホームページにも本冊があがっていますが、本冊を見ていただくと、4どまりであっても、右側のページに書いてあるところがありまして、そこで表記するという形に代えさせてもらっている状況でございます。

○教育総務課長

読書活動のやつって。

○学校支援課長

学校支援課なのですけど、これはデータを取っているものが、全国学力学習状況調査のデータのアンケートの結果なのです。それなのですけども、平成 27 年度は図書館を利用していればということで取っているのですけど、平成 28 年度は、授業で問題を解決するために図書館を使ったというように質問内容が変わったのですね。それで、この中は課題だということだったのですけど、それを指標にしていたのですけど、文言が変わるものですから。要するに、たんに図書館に読書するというのはカウントしないとなったので、一挙に下がったということで、そこは課題なので、今後、使用率を検討して。

○田中委員

右側に補足みたいに書くといいかもしれないね。もしかしてね。

○学校支援課長

それは承知しているのですけど。

○伊藤委員

どんなふうになるのですか。読書は入れないというのは、そのままなのか、あとは、46.8 がぐんとまた上がるのか。

○学校支援課長

検討していくのですけど、読書が、すでに取ったデータが、そういうふう

に取っていないので、これについては変更ができないので、今後どうするかということです。

○伊藤委員 できれば比較できるように安定していただきたいわけで、平成 29 年度、今度これでまたこうですとか言い訳をされるよりは、できれば変化が。

○学校支援課長 文部科学省のほうがすぐ変わると思わなかったもので、そうしたのですけど。すぐ変わったので、我々独自の指標にするかということで考えています。今、言っているようなことは、今後、検討します

○伊藤委員 市民にも分かりやすいようにしてください。ありがとうございます。

○生涯学習センター所長 それから、最後のにいがた市民大学ですけども、これは 100 パーセントを上回るということでのご質問なのですが、定員を上回って受講の申し込みがあったということです。

○田中委員 これが 200 になろうが。

○伊藤委員 ずっと 120 パーセントだといいですね。

○生涯学習センター所長 会場の定員を勘案しながら若干余裕を持った形で募集しています。

○田中委員 指標も、今後 95 よりも 100 にしたとか。

○生涯学習センター所長 そこは講座の企画内容と実際の市民ニーズとのマッチングの問題もありますので、なかなか難しいのかなと思っていますが、なるべくそういった形で 100 近い形でやっていきたいと思っております。

○田中委員 分かりました。ありがとうございました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
教育総務課から特別お答えすることはありますか。

○教育総務課長 ないです。

第6 協議会閉会(公開終了)

○教育長 それでは、協議会については以上で終了します。

これより非公開としますので、事務局も両教育次長、教育総務課長、学校人事課長及び教育総務課の事務局を除き退席となります。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員